「北海道小規模企業振興条例・方策」の検討について

経済部地域経済局中小企業課

施行から5年を経過した北海道小規模企業振興条例・方策について、北海道商工業振興審議会に「北海道小規模企業振興条例・方策検討部会」を設置し、見直し等について検討いただいた。

1. 概要

道内企業の約9割を占め、地域の経済及び雇用を支える重要な担い手である小規模企業の振興を図るため、平成28年4月1日に施行された「北海道小規模企業振興条例」について、施行から5年を経過したことから、現在の小規模企業の状況や社会経済情勢の変化等を勘案し、本条例の施行状況等について検討を加え、その結果に基づいて見直し等必要な措置を講ずる。

合わせて、平成28年7月に策定し、概ね5カ年を推進期間とする「北海道小規模企業振興 方策」について、次期方策を検討する。(現方策の推進期間:平成28年度から5カ年程度)

〇 検討の根拠規程

- (1) 北海道小規模企業振興条例(平成28年3月31日北海道条例第16号) 附則
 - 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 北海道小規模企業振興方策(条例第17条)
 - 第17条 道は、小規模企業の振興を図るための具体的な方策(以下この条において「小規模 企業振興方策」という。)を策定するものとする。
 - 2 道は、小規模企業振興方策を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2. 条例・方策の性格

- (1) 北海道小規模企業振興条例
 - ・小規模企業の振興に関する基本理念を定めるもの。
 - ・道の責務並びに小規模企業者、小規模企業関連団体、金融機関、大学等及び小規模企業者以外の事業者の役割等を明らかにするもの。
 - ・道の施策の基本となる事項を定めるもの。
 - ・以上により、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資するもの。

(2) 北海道小規模企業振興方策

道が条例に基づき、小規模企業の振興を図るために行う取組や関係機関との連携について取りまとめたもの。

3. 検討の視点について

道は次の視点を基本として、条例及び方策の検討を行う。

(1)条例、方策の検討の視点

①北海道小規模企業振興条例

小規模企業の現状や社会経済情勢の変化などを考慮した場合、

- ・基本理念を見直す必要はあるか。
- ・関係機関の役割を見直す必要があるか。
- ・道の施策の基本となる事項は見直す必要があるか。

②北海道小規模企業振興方策

小規模企業の現状や社会経済情勢の変化などを考慮した場合、

- ・現方策で掲げている小規模企業が抱える課題や、課題に対応するための展開方向や取 組は適切なものとなっているか。
- ・小規模企業の新たな課題に対応するため、見直しや追加をするべき取組はないか。
- ・施策等を効果的に進めるため、道や関係機関はどのように連携して取り組んでいくべきか。
- ・設定したKPIは適当か。また、今後5カ年分をどう設定すべきか。

4. 部会での検討・対応等

(1) 北海道小規模企業振興条例の改正の有無、内容について

部会では、小規模企業の現状や社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の改正の必要性や改正内容について、以下のとおり検討を行った。

検討結果については商工審に報告し、これをもとに商工審で議論いただく。 道は議論を踏まえて、道庁内での協議や議会議論を経て必要な見直しを行う。

(2) 北海道小規模企業振興方策について

部会では、小規模企業の現状や社会経済情勢の変化等を勘案し、次期方策のあり方について、以下のとおり検討を行った。

検討結果については商工審に報告し、これをもとに商工審で議論いただく。 道は議論を踏まえて、道庁内での協議や議会議論を経て新たな方策を策定する。

審議会に部会を設置し、 条例の見直し、新たな方策についてご意見をいただいた

5. 部会における議論の整理について

- (1)条例について〔→資料2-6を参照〕
 - 部会におけるご意見や議論を次のとおり整理した。
- ① 経済社会情勢や小規模企業を取り巻く環境の変化を反映するため、<u>前文に「人口減少」</u> <u>や「自然災害や感染症などのリスク」、「情報化社会進展」「脱炭素社会の実現への取組の</u> 広がり」等の文言の追加を検討すべき。
- ② 基本理念や道をはじめ関係機関の役割分担は変わらないので現状のままとすべき。
- ③ 道の基本的施策の一つである「経営体質の強化」に関し、小規模企業の課題を踏まえ、今後5年間で支援を行うべき施策を明確化するため、「新たな商品やサービスの開発支援」 「販路開拓支援」「生産性向上に向けた支援」「自然災害など様々なリスク対応などへの支援」等の文言の追加を検討すべき。
- (2) 新たな方策のあり方に関する部会議論のとりまとめについて〔→資料2-8を参照〕 部会におけるご意見や議論を次のとおり整理した。
- ① 「方策」関連
 - ・道は令和4年度から5年間の新たな方策を検討していくべき。
 - ・方策の基本的な施策の柱は現行の3本とすべき。
- ② 「経営体質の強化」関連
 - ・生産性の向上や販路拡大といった小規模企業の課題の解決に向けてはデジタル化が有効な手段の一つであることから、「生産性向上や販路拡大に向けたデジタル化の支援」を展開の方向に追加することを検討すべき。
 - ・近年の自然災害の増加や感染症の発生などを受け、こうしたリスクへの対応が小規模企業の 課題となっていることから、「自然災害や感染症など企業のリスク対応の支援」を展開の方向 に追加することを検討すべき。

③ 「事業の承継の円滑化」関連

・現在の展開の方向にある「専門家によるきめ細かな情報提供と相談指導」に加え、今後は円滑な事業承継に向け、企業の事業再生や、親族外、地元企業への承継などを事業承継サポートネットワーク構成機関が連携を強化し支援する段階であることから、「円滑な事業承継に向けた支援」を展開の方向に追加することを検討すべき。

④ 「創業等の促進」関連

・「新たな事業分野への進出」は小規模企業が常に新陳代謝を行い、維持・成長していくため、また、コロナ後の事業展開の一つの方法として重要であることから、<u>新たな方策の中で「創業」と区分して記載</u>するとともに、<u>「事業再構築を含めた新事業分野進出の促進」を展開の方向に追加することを検討すべき。</u>

⑤ 支援体制 (関係機関の連携)

・小規模企業の振興は、国、道、市町村、小規模企業者等が適切な役割分担の下に一体的に、かつ、小規模企業の経営環境や地域の実情に応じて総合的に推進することが重要であることから、「地域中小企業支援ネットワーク」の機能を活用し、「条例・方策の共有」、「支援策の情報発信」、「きめ細かな相談対応」、「新事業展開等の支援」について強化していくことの文言の追加を検討すべき。

⑥ 円滑な資金の供給

・長期に及ぶ感染症の影響により小規模企業の今後の事業継続に支障が生じることが懸念されることから、「地域の経済・金融動向の的確な把握」や、資金繰りの安定に向けた「金融機関等に対する事業者の実情に応じた返済条件緩和等の要請」の文言の追加を検討すべき。

(7) KPI

・今後、道において検討すべき。

6. これまでの経過及び今後のスケジュール

日 程	内 容	備考
R3. 7. 27	第1回 北海道商工業振興審議会	部会設置
R3. 9. 3	第1回 条例・方策検討部会	
R3.10.13	第2回 条例・方策検討部会	
R 3. 12. 16	第3回 条例・方策検討部会	
R 3. 12. 24	第2回 北海道商工業振興審議会	条例・方策の検討方向 の報告
R3. 12~	部会での検討内容を踏まえ、道庁内の協議を行いながら 改正条例・方策素案を作成	
R 4. 1	道議会(委員会)への報告・質疑	部会検討結果の報告
R4. 2	改正条例・方策案作成	
R4. 2	道議会(委員会)への報告・質疑	改正条例・方策案
R 4. 2	改正条例案を道議会(定例会)へ提案	
R 4. 3	○改正条例案道議会(定例会)での質疑→議決(可決・否決)○方策案道議会(定例会)での質疑→道庁内で決定	
R4. 4. 1~	改正条例・方策の施行	